

彦根市役所の敷地利用によるテイクアウト普及事業
ひこねランチ広場～飲食業応援プロジェクト～実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けている市内飲食事業者等が事業継続のために取り組む新たな業態（テイクアウト）の定着を応援するため、彦根市役所の敷地を利用し、市内事業者の新たな業態での出店・販売機会を創出します。

2. 概要

毎週金曜日のランチタイム（11:00～14:00）に、市内飲食事業者等が、彦根市役所敷地内（指定場所）で、テイクアウトテント又はキッチンカーによる営業をできるようにします。

出店事業者は公募により決定し、各開催日の出店者は、市が出店申込の内容を審査して決定します。

この飲食営業について、彦根市役所に勤務する職員（約 600 人）の他、隣接する滋賀県の出先機関に勤務する職員に周知します。一般市民の購入も歓迎します。

3. 実施期間

令和 3 年 7 月 30 日(金)から令和 3 年 12 月 24 日(金)の間の毎週金曜日

※彦根市が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置実施区域の対象区域に含まれるなど感染症の感染が拡大した場合は、本事業の実施を延期又は中止する可能性があります。

4. 実施場所

〒522-8501 彦根市元町 4-2

彦根市役所敷地内（別紙図面の赤枠の範囲内）

※テイクアウトテント設置場所（本庁舎別館横および本庁舎北口付近）とキッチンカー設置場所（本庁舎西口付近）は異なります。

※テイクアウトテントは 2.0m×2.0m 以内のサイズもののものを各出店者でご準備ください。

別館横に 4 張、北口付近に 2 張で最大 6 張が設置可能です。

※キッチンカーは大きさにもよりますが、最大 2 台が駐車可能です。

5. 出店種別

本事業に出店いただける営業形態は、次の 2 種類です。農産加工品等の販売も可能です。

ただし、会場内での飲食はできません（テイクアウトのみ）。

(1) キッチンカーによる飲食営業

(2) 仮設販売店舗（テイクアウトテント）による弁当・惣菜・農産加工品等の販売

6. 出店申込資格

本事業に出店いただける方は、次のすべての項目を満たす方です。なお、農産物や水産物を調理せず販売することはできません。

- (1) 彦根市内に事業所を有し、飲食店や食料品店等の店舗営業又は移動販売車の営業、農林水産物の生産、食品加工業を行っている個人、法人又は団体、食品衛生法等に基づく必要な営業許可等を得ている方
なお、当該事業を行うにあたり、必要な許認可等の手続きについては事業者の方の責任と負担で実施してください。
- (2) 過失による事故（食中毒等）に備え、損害賠償保険に加入していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない方であること。
- (4) 彦根市暴力団排除条例（平成23年彦根市条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずる方でないこと。
- (5) 出店業務に関する法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (6) 過去1年間、食中毒の事故歴がないこと
- (7) 加工品等の販売を行う場合には、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止対策について、本市の感染状況や国や県が示す基本的対処方針を踏まえ、業種別ガイドライン等の趣旨・内容を十分に理解・遵守し感染症対策を徹底すること。

7. 出店登録申込等

- (1) 出店登録申込期間 令和3年7月14日（水）から令和3年10月15日（金）
 - ・「8. 提出書類」に定めるとおりの書類と申込方法により提出してください。
 - ・下表の出店希望日届出書の提出期限までに出店登録を申し込んでください。例えば、7月～8月に希望される方は、7月21日（金）までに希望日を申し込んでください。一度出店登録すれば、その後は出店登録の必要はありません。
- (2) 出店希望日届出書
 - ・2か月ごとに区切って出店日を決定しますので、出店者は、下表の期限までに、希望日を記載した様式2「出店希望日届出書」を提出してください。
 - ・希望日届出書は、開催期間ごとに提出、7月から12月をまとめて提出、いずれも可とし、提出後、下表の開催期間ごとに空きがあれば修正可とします。

開催期間	出店希望日届出書 提出期限
7月・8月	7月21日（水）
9月・10月	8月16日（月）
11月・12月	10月15日（金）

8. 提出書類

- (1) 出店登録申込書 (様式1)
- (2) 出店計画書 (様式2)
- (3) 出店希望日届出書 (様式3)
- (4) 誓約書 (様式4)
- (5) 許可証等の写し

保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う方は、必ず許可書を取得又は届出等を行い、その写しをご提出ください。

(例)・キッチンカーでの出店の場合・・・自動車営業の許可証の写し

・加工品等の販売を行う場合・・・加工品を製造した施設における営業許可証等の写し
及び販売にかかる届出書類又は営業許可証の写し

(6) 提出方法等

① 提出方法

次のいずれかの方法で「18. 問い合わせ先」へご提出ください。

ア. 持参

イ. 郵送（記録が残る簡易書留郵便等をご利用ください。）

ウ. F A X

エ. 電子メール

② F A X又は電子メールによりご提出いただく場合のご注意

- ・送信後、必ず、「18. 問い合わせ先」へ電話をかけ着信確認を行ってください。
- ・電子メールでご提出いただく場合の誓約書（様式3）や許可証等の写しについては次のいずれかで送付ください。

ア. スキャナーで読み取ったデータ

イ. デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真（画像データ）

③ F A X又は電子メールにより提出していただく場合、誓約書（様式3）は、出店当日、紙で提出していただきます。

※提出書類の様式1から様式4は、彦根市ホームページからダウンロードしていただくか、地域経済振興課の窓口でも配布しております。

9. 出店者の選定および出店者の決定

出店登録申込みをしていただいた方の中から、出店申込資格を満たしている事業者の方を選定します。複数事業者で出店希望の日が重なる場合は、できる限り調整をし、調整が困難な場合は抽選により選定することとします。

なお、調整に当たっては、市内に本社がある事業者及び市内に住民登録のある個人事業主を優先します。

また、出店事業者に選定されなかったことによる損失の補償はできません。

10. 役割分担等について

(1) 事業者の方

- ① 事業運営（営業に関する届出含む）
- ② 敷地及び設置する設備を含めた維持管理と終了後の原状復帰

(2) 彦根市

- ① 本事業の総括
- ② 市役所敷地の使用承認、調整
- ③ 市民等への周知（市HPに1週間ごとに掲載します）
- ④ 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入
- ⑤ 「感染予防対策実施宣言書」を掲示

11. 費用負担

事業運営に要する費用はすべて事業者負担とし、出店料（市敷地の使用料）は免除します。

12. 食中毒発生防止の徹底

夏場には気温や湿度の上昇により食中毒のリスクが高まるため、注意が必要です。テイクアウトに適したメニューを選択し、調理においても衛生管理を徹底したうえ、販売商品を店頭に長く放置することなく顧客に手渡す直前までクーラーボックスに入れておくなど、適切な温度管理を実施してください。

13. 火災予防

発電機など対象火気器具等（移動や持ち運びができる液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具）を使用される方は、消防署に届出するとともに、火災予防に関する指導を遵守してください。特に、炎天下において発電機に給油すると気化したガソリンに引火して爆発するおそれがありますので、顧客のいる営業中は給油を控えるなど細心の注意を払ってください。

14. 損害の賠償

事業者の方が第三者に損害を与えた場合、また第三者から損害を受けた場合、事故等があった場合は、直ちに市にその状況を報告し、事業者の方の責任において処理解決することします。市は、一切の責任を負わないものとします。

15. 本事業の中止等

本事業の実施にあたり、出店者が公序良俗に反することをした場合、または急激な感染拡大や著しい荒天などの理由により本事業を中止する必要性が生じた場合は、市は本事業を中止します。本事業が延期や中止となった場合において、事業者の方に損害が生じて、市は一切その責めを負わないものとします。

また、台風接近により大雨や暴風のおそれがある場合には、顧客（来庁者）と出店者の安全確保のため早めに中止の判断を行う予定です。開催当日に台風の進路が逸れることもあります。が、いったん中止と判断したものを開催に変更することはありませんのでご了承ください。また、中止とした場合、出店日を別の日に振り替えることはできませんのでご了承ください。

中止の際は、「出店登録申込書」に記入されている現場責任者の方に連絡します。

16. その他の出店条件等

(1) 使用時間

① 搬入時間 午前 10 時より開始（販売開始は午前 11 時から）

② 撤収時間 午後 3 時までに終了（販売終了は午後 2 時まで）

(2) 売上げの管理

実施日ごとに、営業の終了後に「売上報告」（任意様式で販売した食数）をしてください。（今後の事業の参考とするためであり、その他の目的には使用しません）。

(3) 市役所敷地内はすべて禁煙です。

(4) 出店中は、食品営業許可証（写し）又は食品衛生法等に基づく届出書類の写しを掲示してください。

(5) 売れ残りに対する売上げの補償はできません。

(6) 雨天時も開催予定ですが、著しい荒天の場合は中止する場合があります。なお、天候や天災により中止になった場合の売上げの補償はできません。

(7) 会場に電源設備はありません。電源が必要な場合は、出店者でご準備ください。

(8) 業務ごみ（段ボール・梱包材等）や弁当がら等、飲食で発生するごみ等は、店舗ごとにごみ箱を各自で備えていただき、回収のうえすべてお持ち帰りください。

(9) 会場内での酒類の提供は禁止します。

(10) 衛生管理

衛生面について手指消毒のためのアルコール除菌液を準備するとともに、事故や苦情等が発生しないよう心がけてください。

(11) 待機客の誘導等

待機客の列が生じた際は、ソーシャルディスタンスを確保したうえ、車両通行の障害にならないよう待機客を誘導してください。

(12) P R用のぼりやポスター等の設置は、販売区域内とします。

(13) テントの転倒防止

テントを設置される方については、風に煽られて転倒しないようテントの脚部を土嚢等で固定するなどの措置を実施してください。なお、会場の地面はアスファルト舗装のためペク等を打つことはできません。

17. スケジュール

- ・令和3年7月14日（金） 出店登録申込開始
- ・令和3年7月21日（水） 7月・8月開催分の出店希望日届出書の提出締切
- ・令和3年7月30日（金） 事業開始
- ・令和3年8月16日（月） 9月・10月開催分の出店希望日届出書の提出締切
- ・令和3年10月15日（金） 11月・12月開催分の出店希望日届出書の提出締切

18. 問い合わせ先

〒522-8501 彦根市元町 4-2 彦根市産業部 地域経済振興課

電話：0749-30-6119（直通） FAX：0749-24-9676

電子メールアドレス：shoko@ma.city.hikone.shiga.jp